



当局作業ダイヤの提示すら拒否！



1988.11.8
No. 2921

国鉄千葉動力車労働組合

千葉市要町二一八（動力車会館）
(鉄電)一九三五六・(公衆)〇四七二(22)七一〇七

スト体制を強化しよう

外勤の兼掌化を

白紙撤回せよ！

十一月四日、千葉支社において十二・一ダイ改に
関わる団交が行われた。

この日、当局はいちおう「Bダイヤ（乗務員仕業）」については提示したもの、前回団交で要求した構内関係の作業ダイヤ、大修作業の直営化（幕電区）の作業内容については何ら明らかにされないままに終了した。

また、車両係の「限定免許」による構内運転、仕業検査、車輪軸削業務等の兼掌化を白紙撤回するよう強く申し入れたところ、会社側は「撤回する意思はない」とを明らかにした。

スト突入体制によつて

Bダイヤを拒定二示！

今回の団交で、当局がBダイヤを提示してきたことは、「六三・三ダイ改」において「Bダイヤ」の提示すら拒否してきたことからみれば一步前進したといえる。このことは、動労千葉が大会で一〇〇%でスト権を確立し、十一月五日以降、全支部・全組合員によるスト突入準備体制確立、十・二三三里塚、十一・三団結祭典、十一・五全支部職場集会等を積み重ねて闘ってきたからこそ、ようやく重い腰を持ち上げたに他ならない！

スト体制をもつて当局を追い詰めなければ、団交もなにも前進しないのだ。

そもそも、運転士・検査の資格のない車両係に構内運転や仕業検査等を行わせる兼掌化など断じて認められない！これほどの運転保安無視があるだろうか！もしも、百歩譲つて要員がどうしても足らず、暫定的な措置として行わせるというならまだしも、強制配転した運転士をそのままにして、一度構内運転士を経験したペテラン運転士を幕張電車区から津田沼運転区、千葉運転区に配転し、再び本線運転士に戻すなどの身勝手な要員運用を行つておきながら、資格のない車両係（しかも、動労千葉や国労を脱退し、鉄道労連に行つた裏切り者）にその業務をやらせることなど許されないのである。ましてや、高齢者対策の重要な業務としてある構内運転業務を「限定免許」さえあれば出来るというなら、大きく「強制出向」への道を開くものであり、今後大きな問題として残るのは明らかである。

同時に、Bダイヤと同様の作業ダイヤ等を提示しない会社側に怒りははりさけんばかりである。会社側は労働条件の変更がある場合は労働組合にその内容を提示することは当たり前のことであり、もし、提示しないとなれば、それは違法行為である。会社側は、「まともな団体交渉」を行え！

すべての組合員のみなさん！会社側の団交軽視、「一度提案したものは間違つても変更しない」という態度を断じて許さず、スト体制を強化し、十二月ダイ改合理化を阻止しよう！

十一月五日、動労千葉は、JR体制強行以降、初の全支部職場集会をかちとつた。

この日、「指令第三号」にもとづき、各支部では全組合員を対象としたスト突入準備体制が確立されると同時に、新たな組織破壊のために乘り込んできた革マル・松崎の十一・五講演会（千葉支社主催・松崎だけでは余りにも露骨すぎるため分割・民営化強行の旗頭＝松田昌士も講演する）に怒りを燃やし、全支部でスト突入を宣言する集会として、現場の職制の集会妨害をはねのけて貫徹された。

JR強行後

初の全支部一斉職場集会貫徹 11月5日

そもそも、労働者が職場で集会を開くということは、当たり前の権利であり、それすら認めようとしないJR当局は、労働者の団結権、団体行動権を認めないとということであり、明らかな憲法違反なのである。会社の門を一步踏み入れれば「憲法すら認めない」これがJRの実態なのである。われわれは、こうしたことを行なったことを許さず、一步一步実力で権利を取り戻す闘いを貫徹しなくてはならない。

「十二・一ダイ改」の交渉で当たり前の交渉すら否定しとするJR当局を許さず、スト体制を強化させ、ダイ改合理化を阻止しよう！